

恵庭市長定例記者会見（R4. 12. 13）



お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、第1回定例会が終了しましたので、議会を終えての所感、並びに今後予定する事業などについて発表させていただきます。

今議会におきましては、追加議案を含む33件の議案について審議いただきました。

その主なものといたしまして、「令和4年度 一般会計予算」などがありましたが、その全ての議案についてご承認いた

いただきましたことに、まずもって感謝いたします。

また、一般質問や各常任委員会の中で、市政の各般にわたる課題に関し、ご提言をいただきました。

これら議会からのご指摘を大切にしながら、さまざまな施策の推進を図って参ります。

それでは、本日の発表内容を述べさせていただきます。

初めに、「新型コロナウイルス感染症対策」についてであります。

まず、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等について」であります。令和5年1月27日に新型コロナウイルス感染症対策本部において、5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類感染症に位置付けることを決定し、これまで講じてきた各種政策・措置について、見直しを行うとしました。

本市の今後の対応についてですが、北海道委託事業の恵庭PCR検査センターについては、令和5年3月末までの契約であります。北海道より、委託の延長はないと通知があったことから、本契約期間で終了となります。施設撤去等の作業や現状の依頼件数から、3月23日をもって終了とし、市医師会への通知を行い、市ホームページへの掲載を行ったところです。

また、令和5年3月13日より、マスクの着用は個人の選択が尊重されることとなったことから、市役所におきましても、職員及び来庁される方には、基本的な感染対策を講じながら、同様の対応としたところであります。

市民の方々には、引き続き市の対応など必要な情報提供を行って参ります。

次に「新型コロナウイルスワクチン接種」についてであります。この度、国より令和5年度の接種方針が示され、特例臨時接種の実施期間が令和6年3月31日まで1年間延長となりました。

具体的方針の中で、先行して実施される「令和5年春開始接種」では、「65歳以上の方」と「5歳から64歳で基礎疾患のある方」及び「医療従事者等」が対象で、5月8日以降オミクロン株対応2価ワクチンを使用して1回接種が可能となります。

また、5歳から11歳の小児接種に関して、オミクロン株対応2価ワクチンが使用可能となったことから、初回接種を完了後3か月以上経過した方へ接種が可能となり、市では本年4月から接種開始の予定です。

なお、昨年9月より実施してきたオミクロン株対応ワクチン接種については、現在接種が継続されている乳幼児及び小児接種を除いて、本年5月7日に終了となることから、特に12歳から64歳の方で、当該接種を希望される場合は4月中の接種をお願いします。

詳細につきましては、広報えにわ4月号やホームページ等でお知らせします。

次に、「新型コロナウイルス感染症における経済対策」についてであります。えにわワクワク商品券事業についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響による売上の減少に加え、原材料等の価格高騰による影響により落ち込んだ市内経済の循環・回復を目的として、恵庭市オリジナルの「えにわワクワク商品券」を昨年11月から全市民へ配布し、ご利用いただいているところです。

商品券の使用期限は、3月31日までとしておりますが、3月15日時点の利用実績は77.78%となっております。市民の皆様にはくれぐれも使い忘れないよう、ご利用していただきたいと思っております。

次に金融対策事業についてであります。令和2年度に創設した市の制度融資であります「新型コロナウイルス緊急小口対応資金」や、マル経融資・北海道融資・市既存融資への利子補給・信用保証料補給については、令和5年度も継続して実施するとともに、マル経融資及び新型コロナウイルス緊急小口対応資金の利子補給については、補給期間をこれまでの36ヶ月から60ヶ月に、対象融資上限額を500万円から1,000万円に拡大して実施して参ります。

2点目は、「骨髄バンクドナー支援事業」についてであります。

はじめに、「骨髄バンクドナー助成事業」についてであります。日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供となったドナーに対して、ドナーの負担軽減を図るため、骨髄等の提供のための通院・入院に要した日数に応じて、1日2万円、10日間を上限に助成する制度を令和5年4月1日より開始いたします。

次に、「骨髄バンク等普及啓発事業」についてですが、市民や企業等に骨髄等移

植の現状や骨髄バンク事業、ドナー助成制度への理解を図り、市民のドナー登録の促進、企業等のドナー休暇制度の導入についての普及啓発を行って参ります。また、市内の事業者等に対し、骨髄ドナー休暇制度の導入に向け、恵庭市競争入札参加資格主観評価項目に「ドナー休暇制度」を追加し、令和4年12月の申請受付から開始しております。

3点目は、「千歳市温水プール利用に係る連携協定」についてであります。

令和元年8月30日に締結した、「千歳市と恵庭市との連携施策の充実拡大に関する覚書」に基づき、現在恵庭市民が千歳市温水プールを利用する場合、千歳市民料金で、恵庭の市民がプール施設を利用することが出来るよう、両市及び関係機関との間で協定を締結し、令和5年度より試行事業として開始できるよう準備を進めています。

恵庭市民が水泳等を通して健康づくりの機会を確保するため、千歳市様のご協力をいただき、こうした取り組みを行おうとするものです。

4点目は、「ゼロカーボン・ロードマップ、クールチョイス普及啓発事業」についてであります。

昨年6月、本市では「ゼロカーボンシティ宣言」をしたところでありますが、ゼロカーボンシティの実現に向け、市域全体を対象とし、市民・事業者・市の取り組みを計画的に推進することを目的に、ロードマップを作成しているところです。

計画期間は2023年から2030年までの8年間で、目標は、国と同様、2030年における温室効果ガスを2013年比で46%削減するのものです。これまでは年平均3.4%の削減ですが、今後、0.25%加速し、3.65%の削減とします。

これらの取組に関しては、都度、進捗状況・実績等を把握しながら、3年毎の見直しを行うとともに、令和8年度以降の施策についても検討して行くこととしております。

このロードマップに基づき、本市においては、地球環境をより良くするとともに、これまで取り組んできました環境に対する賢い選択「クールチョイス」の啓発を一層進め、市民・事業者・市が力を合わせ一丸となってゼロカーボンシティの実現に向けて、取り組んで参ります。

5点目は、「恵庭市デジタル化推進計画 実施計画」についてであります。

市では、社会全体のデジタル化を推し進め、生産性向上や新たな価値を創設することが、少子高齢化や地域の課題の解決に資するものと考えており、「デジタル技術を活用した新たな社会基盤構築によるスマート自治体を目指して」を基本理

念に掲げ「恵庭市デジタル化推進計画」と具体の実施計画を策定いたしました。本計画の推進に伴い、新たに開始する市民サービス向上に資する事業についてご報告いたします。

初めに、「行政手続きのオンライン化」であります。子育てや介護保険に関する一部の手続きについては、マイナンバーカードを利用することで、市役所にお越しいただくなくても、オンラインで手続きが可能となります。また、今後は使用許可申請、来庁予約、イベントの申込など広く一般的な手続についてもオンラインで申請できるように拡大して参ります。

その他、マイナンバーカード所有者の転出・転入予約や窓口手数料等のキャッシュレス化については別項目で順次詳細を説明します。

6点目は、「オンラインによる転出・転入予約の開始」についてであります。

令和5年2月6日からマイナンバーカードの所有者は、オンラインで転出及び転入予約の手続きを行うことが、可能となりました。

これを利用した場合は、転出時の来庁が不要となり、転入時におきましても事前準備により、窓口での手続き時間の短縮が見込まれます。

既に、市広報誌やFM放送などで周知をしており、今後、市ホームページ等でも周知を予定しております。

7点目は、「公金収納の収納方法の拡充及びキャッシュレス化」についてであります。

初めに、公金収納であります。本年3月末をもって庁内1階にあります北洋銀行市役所内派出所が閉鎖となります。新年度からは、会計課収納窓口として、POSシステム導入による直営方式により、これまで同様のサービスを継続して運営して参ります。収納窓口の設置場所につきましては、現在の北洋銀行市役所内派出所跡とし、各課窓口にて精算する手数料等以外の市が発行する納入通知書全般の収納を行って参ります。

次に、キャッシュレス化事業であります。先ほど説明しました「恵庭市デジタル化推進計画」の一環として、市民課、債権管理課発行の各種証明手数料を対象とした窓口支払いのキャッシュレス化を試験的に実施します。キャッシュレス化導入窓口は、市民課及び債権管理課の2つの窓口となり、使用できるキャッシュレスサービスは、クレジット全5種、電子マネー全13種、スマートコード（QRコード）全10種となり、幅広いサービスの利用が可能となります。

キャッシュレスサービスの試験実施により、市民ニーズを把握し、更なる利便性の向上に資するため、引き続きキャッシュレス化の拡大に向けて取り組んで参ります。

また、市税及び水道料金などの納付方法についても、これまで行ってきた、

『PayPay（ペイペイ）』などのバーコード決済の種類を更に拡充するとともに、クレジット納付やeLTAX（エルタックス）で取り扱いできる税目も追加し、市民の皆さんにより手続きしやすい環境を整えていきたいと考えております。

8点目は、「えにわっこ応援センターの開設」についてであります。

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、令和4年の児童福祉法改正により、子育て世帯に対する包括的な支援を行うための体制強化として、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する新たな機関である「子ども家庭センター」を、令和6年度までに設置することが市町村の努力義務となりました。

本市といたしましては、こうした背景を受け、一体的相談機関のできる限り早い開設・設置の検討を進めてきたところでありますが、この度、現在、子ども家庭課に設置している「子ども家庭総合支援拠点」と、保健課に設置している「子育て世代包括支援センター」を再編したうえで、名称を「えにわっこ応援センター」として組織改編を行い、来年度より、市役所1階の現子ども未来部執務室内に開設いたします。

開設に当たりましては、施設的な機能向上のための「相談室の増室」や「キッズスペースの拡大」、「エアコン設置工事」等を実施した上で、本年6月12日（月）の開設を予定しております。

本センターの開設により、一体的相談支援機関として情報共有を徹底し、妊産婦、子育て世帯、子どもの状況把握や相談支援を行う等、更なる迅速かつ適切な支援につなげて参りたいと考えております。

9点目は、「ガーデンフェスタ記念事業の実施」についてであります。

昨年6月から開催された、ガーデンフェスタ北海道2022の成果をつなぐため、「ガーデンフェスタその後検討懇談会」で様々なご意見を集め、ガーデンフェスタ記念事業についての提言をいただきました。提言を踏まえ、「緑化フェアの心を活かした魅力溢れるまちづくり」を進めるための取組のうち当面実施するものについて、ご紹介します。

1つ目は、「恵庭市花と緑の記念日を定める条例案」を今議会定例会に提案させていただき、このたび議決をいただいたところです。本市で全国都市緑化祭が開催された7月13日を記念日として規定するものであります。令和5年度より、7月13日を恵庭市花と緑の記念日として定め、それにふさわしい取組を行って参ります。

2つ目は、公式テーマソング「花のふるさと」の活用ですが、以下3点について取り進めております。

まず、小中学校の授業等による活用ですが、楽曲の校内放送をはじめとして、

ふるさと教育や合唱・音楽授業での活用を推進していきたいと考えております。

次に、防災無線定時放送での活用と、市役所庁舎内電話保留音としての活用につきましては、町内会連合会への報告後、4月以降に広く周知を図る予定です。

併せて、今後、市役所等の公共施設や小中学校において楽曲放送を行い、周知を図っていく予定です。

3つ目は、「恵庭花とくらし展の期間延長」であります。

令和5年度の恵庭花とくらし展は、本市において全国都市緑化北海道フェア終了後における花のイベントとしては最大規模となることから、緑化フェアの記念事業として、また、緑化フェアを活かしたまちづくりの施策として実施いたします。

開催は、本年6月24日（土）から7月2日（日）までの9日間の予定で、今後組織される予定の「恵庭花とくらし展実行委員会」においてイベント内容の詳細協議を行って参ります。

詳細につきましては、近くなりましたら改めてお知らせさせていただきます。

10点目は、「令和5年度の組織機構及び人事異動の概要」についてであります。

まず、組織機構の見直しにつきましては、従前より、「現行の機構・ポストを基礎とし、現有の職員数の範囲内でヒアリングの要望に対応していくこと」を前提条件としております。

つぎに、組織機構の主な見直しの内容についてご説明いたします。

総務部につきましては、恵庭市デジタル化推進計画の着実な実施に向け、情報政策室を新たに設置し自治体DXの推進体制を強化します。

企画振興部につきましては、まちづくり拠点整備室に部長職を配置し、建設部から都市整備課を移管して、まちづくり拠点事業を一体的に進める体制を整えました。

生活環境部につきましては、地球温暖化対策・脱炭素を更に推進するため、ゼロカーボン室に次長職を配置しました。

子ども未来部につきましては、保健センターから母子保健担当を移管し、先程説明した「えにわっこ応援センター」を新たに設置し妊産婦と子育て世帯等への包括的な相談支援体制を構築しました。

経済部につきましては、緑化フェア終了に伴い、北海道都市緑化北海道フェア推進室を廃止しております。

その他、人数等について変更を行っておりますが、大きな組織変更はございません。

なお、課名や担当主査名につきましては、一部変更する場合がありますのでご承知おき願います。

以上で、私からの発表は終わらせていただきます。
引き続き、教育長からの発表があります。

【教育長から発表】

私からは、「教育支援センター「学びの森」に関する協定書締結式」についてご説明いたします。

恵庭市と北海道文教大学との不登校児童・生徒に係る「学びの森」支援の共同研究事業に関する協定書締結式について

現在、学校に通うことのできない児童・生徒が年々増えてきており、そのような状況になった理由も様々であることから、一人ひとりに合わせた対応が求められています。

本市では、不登校の子どものための学びの場として設置しております「適応指導教室」の呼称につきましては、令和5年4月から「教育支援センター」と変更し、現在、有明町にある「ふれあいルーム」のほか、今年1月から島松憩の家に、「ステップルーム」を試行で開設しております。また、令和5年4月からは北海道文教大学内に「学びの森」を正式に設置します。

この「学びの森」につきましては、昨年10月から北海道文教大学の協力を得て、大学内に試行で開設しておりましたが、このたび、北海道文教大学と合意に至り、4月から本格実施として継続することが決まりました。

3月29日に協定書の締結式を行いますのでよろしくお願いいたします。

これにより、試行を含め市内3か所で不登校児童生徒への支援を行うこととなります。

以 上